

特別観覧席ドリームピットご利用約款

(約款の適用)

- 第1条 ポートピアなんぶ（以下「当場」といいます。）は、「ポートピアなんぶ特別観覧席ドリームピットご利用約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守すること並びに舟券を購入することを条件として利用する利用者（以下「本ゲスト」といいます。）に対し各種サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習並びに「ポートピアなんぶ」ご利用規則によるものとします。

(約款の変更)

- 第2条 当場は、本ゲストに事前に通知することなく、本約款及び本サービスを変更します。
- 2 当場が、本約款を変更するときは、事前にウェブサイト及び当場内にその内容を掲示することとします。

(主な設備)

- 第3条 特別観覧席ドリームピット（以下「ピット」といいます。）は、全12席あり、主な設備は次のとおりです。
- (1) 壁面に「50インチ カラーモニター 2台」及び「65インチ カラーモニター 2台」を設置
(2024年3月10日改正)
 - (2) テーブル 12脚
 - (3) 椅子 12脚 (2020年4月1日改正)
 - (4) テーブル上に19インチ カラーモニター 各1台 計12台
 - (5) 洋服掛け 1本
 - (6) (2024年3月10日削除)
 - (7) 自動飲料販売機 1台
 - (8) 自動発売払戻機 1台
 - (9) 手売発売払戻機 1台
- 2 特別観覧席駐車場は、当場建屋西側に設置されており、21区画が利用できます。

(ボートレース情報等の提供)

- 第4条 ピット内に設置された前条記載のカラーモニターには、以下のレース情報を放映します。
- (1) 「50インチ カラーモニター 2台」には、当初モーニングレースを放映し、同レースが終了するとナイターレースの放映に切り替わります。
 - (2) 「65インチ カラーモニター 2台」には、昼開催のレースを放映し、同レースが終了するとナイターレースの放映に切り替わります。
 - (3) テーブル上の19インチ カラーモニターは、番組表を参考にカラーモニターのチャンネル切り替えスイッチを押して、チャンネルを切り替えることができます。
(2024年3月10日改正)

(サービスの種別等)

- 第5条 本サービスは、別表1「サービスの種別等」のとおり分類されます。

(本サービスにおける一部制限事項)

- 第6条 ダンプカー等の大型貨物自動車、大型特殊車両、大型バス、マイクロバス等で来場の場合は、特別観覧席駐車場が狭隘なため安全確保のために駐車することはできません。警備員の誘導に従って、指定された駐車場をご利用願います。
- 2 (2020年4月1日削除)

(禁煙)

第6条の2 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)に規定する屋内、すなわち当該建屋内(ピットを含みます。)での喫煙行為一切を禁止します。ただし、屋内に喫煙専用室が設けられている場合を除きます。

なお、禁煙の対象となるたばこは、葉巻、紙巻きたばこ等に加えて、加熱式たばこ(アイコス、プルームテック、グロー、パルズ等)及び電子たばこ(リキッド補充式、カートリッジ式、使い捨て式)をいいます。

(2020年4月1日追加)

(サービスの提供範囲、時間)

第7条 当該が提供する本サービスの提供範囲は、ピット内及び当該特別観覧席駐車場とします。ただし、第6条第1項の場合は除くものとします。

2 当該が提供する本サービスの時間は、原則として利用当日一日限り、かつ開場時から最終レース終了迄の間とします。ただし、本ゲストの都合により中途退場した場合を除きます。

3 本ゲストは、一時的に退席し、その後、利用当日最終レース終了前までに再入場することができます。その場合、担当係員にあらかじめ再入場する旨を話すと共に、再入場時には入場券の半券を示すものとします。なお、担当係員に対し事情を告げないまま中途退場した場合は、本ゲストの都合により中途退場したものとみなします。

(利用料金及び承諾等)

第8条 本サービスの利用を希望する方は、第1条から第7条までの規定を承諾したうえで、ピット入室時に担当係員に対し前金で別に定める利用料金を支払うものとします。なお、満席の場合には、入場を遠慮していただく場合があります。

2 本ゲストが未成年者を同伴してきた場合は、原則として前金で当該未成年者の利用料金を支払うものとします。ただし、当該未成年者が乳幼児であって、かつ保護者が背負い或いは抱きかかえるなどの方法により常時一体となって、本ゲストが利用する一席だけを占有する場合には、当該乳幼児の利用料金については、その支払いを免れることができるものとします。

3 喫煙を希望するゲストは、屋外にて喫煙をすることができます。

(2020年4月1日改正)

4 担当係員は、第9条の規定に該当せず、かつ、本ゲストと認められた場合は、代金受領後速やかに年月日を押捺した当場所定の利用券の半券を手交するものとします。

5 本ゲストは、空席のうちの任意の1席を利用できます。

6 合理的な事由が存在する場合には、席替えを希望することができます。

7 有料入場券の払い戻しは、当日発売予定のボートレース全場が開催中止となった場合のみとします。それ以外の払い戻しは一切できません。

8 既に有料入場券を購入してピットを利用されている本ゲストの方が、ボートレース開催場においてボートレースが中止等となる場合を除いて、当該が開場(開場前を含む。)から閉場するまでの間に、別表2「当該において舟券場外発売が中断若しくは中止となる場合」に掲げる天災地変等の発生により利用中止のやむなきに至った場合は、諸般の事情を総合的に判断して必要な措置を講ずることとします。ただし、間もなく復旧し再開した場合は除きます。

(2011年5月1日追加)

(入場拒否又は退場)

第9条 次に掲げる場合、ピットへの入室及び当該への入場を拒否する場合があります。また、ピット入室後認知した場合は、退室・退場していただく場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 別に定める「ボートピアなんぶ」ご利用規約の「1 営業時間、2 損害賠償、3 禁止事項」の規定に違反し、又はそのおそれがある場合。

(2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日 法律第

77号)に規定する指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

- (3) 当场若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (4) 保護者同伴の児童が、当场内外を走り回ったり、泣き叫んだり大声を上げ続ける、遊び道具を振り回したり、飛ばすなどして他の迷惑となり、保護者等の制止、説得に応じない場合。
- (5) 保護者が、同伴する児童を当场駐車場に駐車中の車両に放置し、当該児童の身体、生命等に危害が生ずるおそれが認められるとき、速やかに改善措置をとらない場合。
- (6) 当场に「ポートピアなんぶ」における入場制限の同意書を提出した本人が制限期間内に入場或いは入場しようとした場合。
(2018年11月5日追加)
- (7) 家族(舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者と同居する親族(配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族(成年者に限る。))から対象者(当人)が利用している当场への入場を制限して欲しい旨の申告がなされ、みどり市競走執行委員長が舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じていると認められた者が制限期間内に入場或いは入場しようとした場合。
(2018年11月5日追加)
- (8) 入場拒否の告知を受けた者で未だ入場拒否期間を経過していないにも拘らず入場或いは入場しようとした場合。
(2024年3月10日追加)

(寄託物等の取扱い)

第10条 本ゲストから現金、貴重品及び高級ブランド品を預かることは固くお断り申し上げます。ただし、これらの物が在中していない手荷物等は、ご依頼があれば当日限りにおいてお預かりし、お求めに応じて返還します。

(駐車の責任)

第11条 本ゲストが特別観覧席駐車場又は一般駐車場をご利用になる場合、当场は場所をお貸しするだけであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(免責)

第12条 当场は、次の場合は、本ゲストに対し、一切の責任を負うものではありませんので、ご了承願います。

- (1) ボートレースが中止になった場合。
- (2) ボートレース、オッズ等の放映が中断した場合。
- (3) 当场の責めに帰すべき事由によるものでない自動発売機又は自動発売払戻機の故障により舟券の購入ができない場合。
- (4) 当场の責めに帰すべき事由によるものでないマークカードの誤記入等による舟券の購入。

以上

附則

(実施年月日)

1 この約款は、2011年1月16日に制定し、制定した日から施行します。

附則

1 この約款は、2011年5月1日から施行します。

附則

1 この約款は、2014年4月25日から施行します。

附則

1 この約款は、2018年11月5日から施行します。

附則

1 この約款は、2020年4月1日から施行します。

附則

1 この約款は、2024年3月10日から施行します。